

給付奨学金継続説明資料

はじめに～

現在、受給している奨学金（給付奨学金）を、次年度も継続して借りるためにweb上で継続願を申請する必要があります。

※2022年3月支給期間満了者と奨学金「休止中」の者は対象外です。

この奨学金継続説明資料をよく読んで期日までにweb申請を行ってください。

（期日を過ぎた場合は次年度の奨学金受給がストップします。奨学金を停止したい場合も申請が必要です。）

1. 配布資料の確認

お手元に以下の資料（HP掲載）があるか確認してください。

1) 「奨学金継続願」の提出（入力）手続きについて

※こちらはweb入力する際の入力準備用紙です

※修学支援新制度用と修学支援旧制度用があるので注意

2) 奨学金継続説明資料（本PDF）

2. 奨学金継続手続きの他に・・・

高等教育修学支援新制度の適用を受けている学生は、給付奨学金の他に授業料免除の適用も受けています。

| 区分 | 給付奨学金額(月額) | | 授業料免除 |
|------|----------------------|---------|-------|
| | 自宅通学 | 自宅外通学 | |
| 第Ⅰ区分 | 29,200円 (33,300円) | 66,700円 | 全額免除 |
| 第Ⅱ区分 | 19,500円 (22,200円) | 44,500円 | 2/3免除 |
| 第Ⅲ区分 | 9,800円 (11,100円) | 22,300円 | 1/3免除 |

※生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人等は、上表のカッコ内の金額となります。

授業料免除も継続するためには授業料免除継続申請用紙も必ず提出する必要があります!(HPに様式掲載)

3. 奨学金継続手続きをする前に・・・

継続手続きは保護者ではなく、ご自身で必ず行ってください。例年保護者から入力に関するお問い合わせをいただいておりますが、契約者本人であるご自身が学生生活の状況や学修の状況等を入力するようお願いいたします。

※親に入力作業をしてもらったので知りません、といったことのないようお願いいたします。

4. 「奨学金継続願」の提出について

奨学金継続願をスカラネット・パーソナルにてweb申請します

※ 「D-奨学金振込みの継続の確認」で「奨学金の継続を希望します」を選択してください。

誤って「継続を希望しません」を選択すると、4月以降奨学金が停止します。

提出期間: 令和3年12月15日(水)から
令和4年 1月28日(金)まで

【入力可能時間8:00~25:00】

※12月29日(水)から2022年1月3日(月)を除く

期限内に提出されない場合は、

「**廃止(奨学生としての身分消失)**」と認定されます。

※1月中旬以降は授業科目が試験期間に入る学生が多数です。
締め切り間近ではなく、余裕をもって提出してください。

5. 「奨学金継続願」入力準備用紙の作成

I-学生生活の状況（記述式）

- ・文章は**120文字以上**書いてください。
- ※ 文章が短い場合は再度書き直していただくことになります。

- 例) ・部活・サークル活動・課外活動について
- ・ボランティア活動について
 - ・学業について
 - ・インターンシップで学んだことについて

- ※ 詳細な状況を説明することで120文字以上の文章を作成できます。

6. 奨学金継続願の提出方法

継続手続は、**スカラネット・パーソナルの個人用画面**から行います。スマホでの動作保証はしませんので、**必ずパソコン**を使用してください。

https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/login_open.do

ユーザID・パスワードを入力してログインしてください。

6. 奨学金継続願の提出方法

「奨学金継続願提出」を選択し、該当する奨学生番号を選択します。「奨学金継続願」入力準備用紙に記入した内容を入力します。



- ・「返還の義務を自覚していない」を選択すると「廃止」となりますので、誤入力に注意してください。
- ・入力内容を確認した上で「奨学金継続願情報一覧」を印刷し、受付番号（16桁）も印刷してください。
- ・貸与奨学金も借りている人は貸与奨学金の継続申請も必要です。（修学支援新制度の第Ⅰ区分、第Ⅱ区分に該当し、第一種貸与奨学金がストップしている人も該当します）

7. 住所等の変更について

「奨学金継続願」の「設問Eーあなたの返還誓約書情報」で以下の事項が表示されます。

- ・奨学生の住所（住民票の住所）
- ・連帯保証人・保証人（人的保証）
- ・本人以外の連絡先（機関保証）の氏名・住所

上記の事項に変更がある場合は、**1月14日（金）**までに、学生支援課窓口にお越しください。

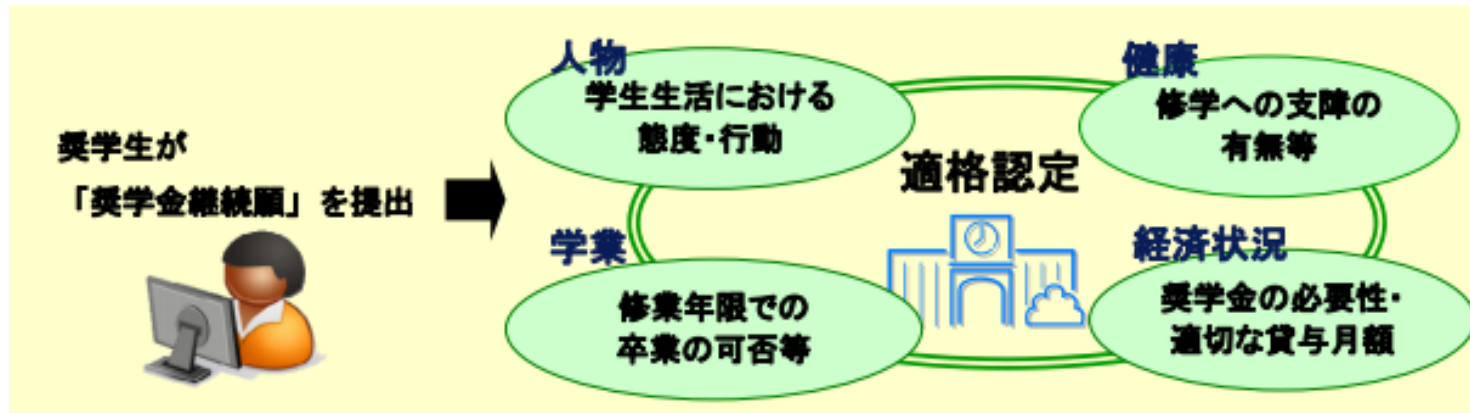
※電話番号・携帯電話番号・勤務先の変更については、今回届け出る必要はありません。

※奨学生の住所や保護者の住所を変更した際は、**ポータルサイトの登録も必ず自分で至急変更**してください（大学からの重要なお知らせが届かなくなるため）。

8. 適格認定

「奨学金継続願」を提出し、奨学金の継続貸与を希望する方を対象に適格認定を行います。

適格認定とは、「人物」、「学業」、「健康」、「経済状況」を総合的に判断し、奨学金継続の可否等を判断するものです。**(奨学金継続願を提出したからといって、4月以降も奨学金の貸与を受けられるとは限りません。)**



8. 適格認定

【適格基準の区分】

※今年度の取得単位数が標準修得単位数の9割以下の場合は、原則、「廃止」・「停止」・「警告」のいずれかになります。

廃止：奨学生としての身分の消失（継続願未提出/留年）

停止：奨学金の交付を停止（1年以内）（留年）

警告：次年度の適格認定時の学修状況等により「停止」又は「廃止」になることもある

継続：奨学金の交付を継続

4月以降の
振込なし

4月以降も
振込あり

「継続」以外の判定になった場合は、4月中旬以降に面談を行います。

「警告」者で呼び出しに応じない場合は「停止」に判定を変更することがあります。

9. 学生支援課からの連絡

「奨学金継続願」の申請について、ご不明な点がある場合は下記連絡先にお問い合わせください。

また、「奨学金継続願」の訂正が必要な場合は、学生支援課から学生に電話をかけるか、ポータルサイトに登録されているメールアドレスにメッセージを送ります。

★登録推奨：0155-49-5471 (学生支援課専用番号)

0155-49-5110・5115 (大学代表番号)

上記の番号から不在着信があった場合は、折り返しの連絡をするか、学生支援課にお越しく下さい。

連絡先：学生支援課 泉・金井

TEL 0155-49-5309・5307

メール shogaku@obihiro.ac.jp

10. 今後の奨学金説明会等案内

毎年12月中旬から翌年下旬までの間に継続願をweb申請する必要があるので注意しておくこと。

※継続希望しない場合でも、継続願(停止の届出)が必要!

※12月上旬になったらポータルサイト掲示板等で詳細を確認すること

掲示板の見逃しが多発しています!

奨学生のうちは、必ず毎週1回は掲示板を確認してください
(ご自身の不利益に繋がります。)

11. お知らせ

(本学大学院に進学を検討している学生へ)

大学院で奨学金を貸与したい場合は、新規で申し込みが必要です。
(学部で貸与期間が終了するため。)

大学院進学前に、【予約申請】ができます。

毎年、10月上旬頃に予約申請希望者に説明会を行っていますので、
掲示版で確認してください。(進学後の申請も可能です。)

12. お知らせ

(大学院生・別科生・2019年度入学以前の学部生対象)
授業料免除説明会を1月(予定)に開催しますので、
来年度前期分の授業料免除を希望される方は必ず出席してください。
**(高等教育修学支援新制度に申請希望の方は学生支援課窓口までお越し
ください)**

現在第二種奨学金を受けている方で第一種奨学金への移行(切り替え)を
希望される方は、4月中旬に開催される奨学金申請時説明会に必ず出席し
てください。

※移行するには、第一種奨学金の家計・学力基準満たしている 必要があります。
また、申請者多数の場合は、移行できない場合があります。



どちらも、**説明会に出席されない場合は申請できません。**
掲示板・学内HPをこまめに確認してね。